

▶ 保険税を納めないでいると

保険税を滞納すると、高額療養費の限度額適用認定を受けられない場合があります。
さらに、下記のような措置がとられます。保険税は必ず納期内に納めてください。

● 納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などを徴収される場合があります。

● それでも納めないでいると、医療費がいったん全額自己負担となる「特別療養費」の対象となります。担当窓口で申請することにより、あとから保険給付分が支給されます。「特別療養費」の対象となる場合は事前に通知されます。

● 国保の給付が全部、または一部差し止めになります。
それでも納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

● そのほかに財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。
● 介護保険の第2号被保険者がいる世帯では、介護保険の給付制限などを受ける場合があります。

どうしても納付が難しいとき

特別な事情により保険税の納付が困難なときは、申請により分割納付などもできますので、お早めにご相談ください。



▶ 保険税の納め方はいろいろあります!

くわしくは、富谷市のホームページなどをご確認ください。

おすすめです! **口座振替** で納付 自動的に払い込まれるので、納め忘れなし!

依頼書 で申込

次の3つの手順で ①依頼書に必要事項を記入
申込できます! ②通帳届印を押印する
③ポストに投函



Web でも申込できます

記入も押印も 富谷市ホームページから申し込み
不要! できます。

富谷市 Web口座振替 検索

納付書 で納付

コンビニエンスストア

バーコードが印刷された納付書でのみ納付できます。

市役所会計課・各出張所・金融機関

※納付場所は納付書裏面をご覧ください。

上記で納付する場合、クレジットカードは利用できません。

キャッシュレス決済 で納付

いつでもどこでも
納付可能!

スマートフォン決済

スマートフォンにインストールしたアプリから、納付書に印刷されている二次元コードまたはバーコードを読み取ることで、納付する方法です。
※eLマークがついているものに限りです。

クレジットカード・インターネットバンキング等

「地方税お支払サイト」にアクセスし、クレジットカードやインターネットバンキング等で納付する方法です。

●手数料などがかかる場合があります。

領収書は発行されません。納付書が手元に残るため、二重納付のおそれがあります。
納付書に納付した日付を書いておきましょう。 ※eLマークがついているものに限りです。

保険税の引き上げを防ぐために

医療費が増えると、それをまかなうための保険税も引き上げなければならなくなります。そうならないためにも、適正受診を心がけて医療費を節約しましょう。

●セルフメディケーションを心がけましょう

セルフメディケーション=自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること

●重複受診はやめましょう

●休日、夜間のこどもの急病で心配なとき、まずは電話相談を

こども医療でんわ相談 #8000

●かかりつけ医を持ちましょう

リフィル処方せんを利用したいときは、かかりつけ医に相談しましょう

リフィル処方せんとは、再診なしで最大3回まで、調剤薬局で薬を受け取ることができる処方せんのことです。

よくわかる! 保険税のご案内



保険税は国保を支えています

国民健康保険(国保)の保険税は、病気やけがなどをしてお医者さんにかかったときの医療費などにあてられる大切な財源です。保険税を納めることで国保の運営が支えられ、わたしたちの安心が守られているのです。

保険税は納期内に納め、国保が健全に運営できるようご協力をお願いします。

納めた保険税はどうなる?

わたしたちが医療機関にかかったときには、医療費の2割または3割を支払えば医療を受けられますが、残りの8割または7割は国保が負担しています。納めた保険税はこうした医療費に使われるほか、健診などの保健事業にも使われています。

保険税は世帯主が納めます

保険税を納める義務は世帯主と定められています。世帯主が国保ではなく職場の健康保険に加入している場合でも、世帯のだれかが国保に加入していれば、納税通知書は世帯主に送られます。

富 谷 市

お問い合わせ
相談窓口

■国民健康保険税額について
税務課 保険税担当
TEL 358-3164

■国民健康保険加入・脱退の手続きなど
健康推進課 保険・年金担当
TEL 358-0512

▶ 保険税は世帯ごとに決められます

都道府県が算定した標準保険税率をもとに、市区町村が下記の項目ごとに保険税率を決定します。それをもとに、世帯ごとの保険税率が決められます。

1世帯の保険税〈これらの合計が1世帯の保険税額となります〉

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割 世帯の被保険者の所得に応じて計算	被保険者の所得 × 税率5.5%	被保険者の所得 × 税率1.65%	40歳以上65歳未満の被保険者の所得 × 税率1.75%
均等割 世帯の被保険者数に応じて計算	均等割額22,700円 × 被保険者数	均等割額7,300円 × 被保険者数	均等割額9,500円 × 被保険者数
平等割 1世帯にいくらと計算	平等割額20,200円	平等割額6,600円	平等割額7,000円

限度額 660,000 円 円

+

限度額 260,000 円 円

+

限度額 170,000 円 円

=

合計 円

※市区町村により組み合わせは異なります。

※医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の上限額（賦課限度額）は別々に決められます。

▶ 保険税の軽減措置

● 所得が一定以下の世帯の軽減措置（申請不要）

令和7年度改正（赤字部分が改正点です）

前年の所得が一定以下の世帯の保険税は均等割額と平等割額が軽減されます。同じ世帯の被保険者※¹および世帯主の総所得金額等の合計が次の所得基準を満たす場合に軽減されます。

7割軽減	基礎控除43万円※ ² +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
5割軽減	基礎控除43万円※ ² + (30.5万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割軽減	基礎控除43万円※ ² + (56万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

※¹ 同じ世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行した人も含みます。

※² 所得が2,400万円を超えた場合、基礎控除額は段階的に引き下げられます。

● 出産する被保険者への軽減措置

出産する被保険者の保険税は、所得割額と均等割額が産前産後期間相当分（4か月分、多胎妊娠の場合は6か月分）免除されます。原則として届け出が必要です。



● 18歳以下の被保険者への軽減措置（申請不要）

富谷市では、18歳以下の被保険者の均等割額が5割軽減されます。



● 平等割額の軽減措置（申請不要）

世帯内の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより単身世帯（国保被保険者が1人のみの世帯）となる人は、対象となってから5年間は平等割額が2分の1軽減、その後3年間は4分の1軽減されます。

● 非自発的失業者の軽減措置（申請必要）

会社の倒産や解雇、雇用期間満了などで非自発的失業者（雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者）となった65歳未満の人の保険税は、離職日の翌日から翌年度末までの間、前年所得の給与所得を30%として算定します。くわしくは担当窓口までお問い合わせください。



所得の申告をお願いします

保険税の所得割額は、前年の所得をもとに決められますので、正確な算定のため正しい申告をお願いします。また、高額療養費の支給や入院時の食事代など、所得に応じて国保では軽減措置を設けていますが、申告をしないしていると受けられるはずの軽減措置が受けられない場合があります。忘れずに申告をお願いします。



▶ 保険税の納め方は年齢によって異なります

● 40歳未満の人



国保の保険税として医療保険分と後期高齢者支援金分を納めることになります。

年度の途中で**40歳**になるときは

40歳の誕生日のある月（1日が誕生日の人はその前月）の分から介護保険分を納めます。

国保の保険税

医療
保険分

後期高齢者
支援金分

● 40歳以上65歳未満の人（介護保険第2号被保険者）



国保の保険税として医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて納めます。

年度の途中で**65歳**になるときは

65歳になる前月（1日が誕生日の人はその前々月）までの介護保険分を計算し、国保の保険税として年度末までの納期に分けて納めます。

国保の保険税

医療
保険分

後期高齢者
支援金分

介護
保険分

● 65歳以上75歳未満の人（介護保険第1号被保険者）



国保の保険税は医療保険分と後期高齢者支援金分を納め、介護保険料は国保の保険税とは別に納めます。介護保険料は原則として年金から差し引かれます。年金が年額18万円未満の人は、個別に市区町村に納めます。

国保の保険税

医療
保険分

後期高齢者
支援金分

介護
保険料

国保被保険者全員が**65歳以上75歳未満**の世帯の保険税

原則として世帯主の年金からの天引きとなります。ただし、

- 世帯主が国保被保険者以外の場合
- 年金額が年額18万円未満の場合
- 介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きは実施されません。この場合は、個別に市区町村に納めます。

ただし、年金からの天引きとなる人でも、口座振替への変更が可能です（滞納がある場合などは別途相談となる場合があります）。

75歳以上の人

国保から後期高齢者医療制度に移行し、後期高齢者医療制度の保険料を納めます。

▶ 加入したとき・やめたときは14日以内に届け出を

国保に加入したとき、やめたときは、14日以内に届け出てください。国保の保険税は届け出をしたときからではなく、加入資格を得た月の分から納めることになります。

国保に加入したとき・やめたときの保険税の取り扱い

年度の途中で国保に加入・やめたときの計算式

- **年度途中で加入したとき** 年間保険税×加入した月から3月までの月数÷12
- **年度途中でやめたとき** 年間保険税×4月からやめた月の前月までの月数÷12

国保加入の届け出が遅れたとき

国保加入の届け出が遅れた場合でも、保険税は国保加入の資格を得た月までさかのぼって納めます。届け出をするまでの間の医療費は全額自己負担になります。

国保をやめる届け出が遅れたとき

国保の資格がないのに国保を使って医療を受けてしまった場合は、国保が負担した医療費をあとで返していただきます。また、新しく加入した健康保険の保険料と、国保の保険税を二重に支払ってしまうことがあります。

ご注意を！

職場の健康保険に加入手続きをしても、職場の健康保険から国保をやめる届け出は行われません。必ず自分で国保に届け出をしてください。マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）の場合でも、国保をやめる届け出は必要です。

